

性的少数者に対する差別の解消を求める意見書

2015年に行われた民間調査に拠れば、LGBTをはじめとした性的少数者は、人口の7.6%に該当することが判明しています。しかし、現在のわが国では、いまだLGBT等であることが否定的に捉えられ、就職活動や職場での差別的取扱い、学校でのいじめが行われ、さらには悩みを誰にも相談できないことから、自殺率が高いという報告もなされています。

一方、海外においては、国家や企業の役職者であっても、LGBTであることを表明し、その事実も受け止めたうえで、その人の能力評価を行うことが当然であり、差別や偏見を排除して、その人が持つ能力を発揮することを期待する社会が出来上がりつつあります。さらに同性婚を含め様々な家族・カップルの形態を認める国も続々と出てきています。これらの潮流があることを正面から受け止めてゆかなければ、日本が国際社会でリーダーシップを発揮することは困難です。

国内では一部自治体や企業で、職員向けのサポートや顧客向けの商品開発など新たな取り組み、また教育現場などで理解を深める活動が行われていますが、それらは個々の自治体・企業、理解ある有志の努力に頼っています。

一人ひとりの人間はそれぞれに違うことを当然とし、多様な生き方を認め合う社会を創造することは、一人ひとりがその能力を発揮し、日本全体が活性化する社会を創る上でも、重要な取り組みです。さらには、性的指向等を理由とする差別や暴力を解消することを求める国際的な要請にも合致します。

2019年にはラグビーワールドカップ、2020年にはオリンピック・パラリンピックと世界的な催しを招致・開催する国として、また2020年に訪日外国人旅行者4000万人を目標としている国として、国際的な潮流に敏感な対応を図る必要があります。

よって国会及び政府におかれては、LGBTをはじめとする性的少数者が、学校や職場などの生活の各場面で差別的取扱いを受けないようにする措置を定めるとともに、LGBT等性的少数者が存在することも踏まえた社会制度作りが進められるよう、共生社会の実現に向けた新たな法の整備を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年3月23日

春日市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
法務大臣
厚生労働大臣

文部科学大臣
総務大臣